

Title	國際平和思想發達の史的概觀 (一)
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1929
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.8, No.3 (1929. 10) ,p.187- 226
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19291031-0187

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國際平和思想發達の史的概観(一)

前 原 光 雄

本稿は、本年五月六月中、國際聯盟協會本堂支部に於て『國際聯盟成立思想史』なる題下に、數回に亘つて爲したる講演に多少の修正を施し、右の如く改題して本誌の一端を汚すことにしたものである。

目 次

- 一 はしがき
- 二 第一期(紀元前)
 - (1) ギリシヤの隣邦會議、(2) 佛教の影響、(3) アレクサンドル大王
- 三 第二期(紀元一—一〇〇〇年)
 - (1) ローマのアウグスツス時代、(2) キリスト教の勃興
- 四 第三期(紀元一〇〇〇—一五〇〇年)
 - (1) 宗教によるヨーロッパの開發、(2) ビエール・デュボアの平和論、(3) ダンテの主張、(4) アントアイヌ・マリニの平和論、
- 五 第四期(紀元一五〇〇—一八一五年)

國際平和思想發達の史的概観

- (1) エラスムスの平和論、(2) フランソア・ド・ウ・ラヌーエの平和論、(3) エメリック・クルーザーの世界聯盟論、(4) ヒューゴー・グロチウスの平和論、(5) アンリイ四世のグラン・テッサン、(6) ウイリアム・ペンの平和論、(7) ジョーン・ベラウスの平和論、(8) サン・ピエールの恒久平和案、(9) アルベロニの平和論、(10) エオバルト・トフチエの平和計畫、(11) フォン・レーンの平和案、(12) サントアルド、(13) アンジュ・ゲーダールの一般休戦案、(14) フォン・バルセンの平和案、(15) ルソー、(16) ハルプ及びガイヤルドの著述、(17) フォン・リ、リアンフェルド、(18) カール・ゴットロブ・ギェンテルの仲裁々判論、(19) 一七八七年の平和案、(20) ベンサムの平和論、(21) シンドラーの平和案、(22) サン・ゼルマンの平和案、(23) シュレットラインの平和論、(24) カントの平和論、

六 第五期(紀元一八一五年—一九一八年)

- (1) 第五期の特徴、(2) 神聖同盟、(3) 國際協調の發達、(4) 世界大戰と國際聯盟の成立

一 はしがき

人類の世界より戦争の慘禍を絶滅し、世界永遠の平和を將來することは、遠くギリシヤの古代より現在に至るまで人類の絶えず渴仰するところである。それにも拘らず、吾々が歴史を緝くときは、吾々のこの希望を裏切る極めて多くの歴史的事實に逢着する。そして人類の文化の發達し、文明の進歩するにつれて戦争によりて蒙る慘害が益々其度を加へることは世界大戰の明かに證明したところである。

人々が戦争の惡むべきものにして、平和の愛すべきものなることを最も痛感するのは常に戦争の

直後である。それ故に、古來より大小の戦争ある毎に、或は宗教の力により、或は相互の利益を中心とし、又は人道的動機により平和を確保せんと努めるのが一般である。數百萬の生靈を犠牲とし、幾千億の富を烏有に歸せしめた世界大戦とてもこの例に漏れず、人類の繁榮、幸福に對するこの未曾有の大打撃が直接の原因を爲して、茲に人類永年の理想たる國際聯盟が——未だ眞に理想的形態とは謂ひ得ないが——出現するに至つたのである。

もとより國際聯盟の出現は、世界大戦なる大衝動が其直接の原因を爲すものなることについては何人も異論の存しないところであるが、然し凡ての歴史的事實がさうである様に、或事實が歴史上發生する爲には、其事實が當然に發生するに至るべき多くの他の歴史的事實の伏在することを看過すべきではない。この潜在せる事實の穿鑿こそは、吾々が或歴史的事實の眞の意味を把握するに於いて、必ず究めねばならないことである。従つて、吾々がもし、これ等の潜在的事實を探究せずして、唯局部的の取扱ひを以て満足するならば、多くの場合に於て其事實の眞義を解し得ないと斷言して太過なきこと、信ずる。されば、國際聯盟なる歴史的大事實を研究するに當つても、聯盟の成立に導く多くの原因を究明せねばならない。然し、一小事實を觀ゆるところのものにも其因果關係を些細に檢するならば殆んど無限に展開するものである、謂はんや國際聯盟の如き稀有の大事實の因

果を盡く明かにすることは不能であり、且無益である。されば、以下に於ては、國際聯盟成立に至るまでの思想、殊に國際平和思想の發展につき一瞥を與へるに過ぎないのであるが、この人類の平和思想の研究こそは、國際聯盟成立の重要な要素をなすものであつて、世界人類に平和思想の漲るとき、それは人類の平和の實現されるべきときであり、平和思想の衰微するとき、それは即ち平和の破壊さるゝときである。この點より觀るときは、眞に世界平和の將來せらるゝは、平和は眞に愛すべきものなりとの思想が國民の一部たる學者、政治家の頭腦より普く國民の腦裏に植へつけられたときであると謂はねばならない。この意味に於て、古今の平和論者の平和思想鼓吹が世界平和の實現に與ふべき功績を認めねばならぬ。私が以下に於て國際成立までを五期に區分して述べたのは、この各期に於て思想上の大變化が起つた意味ではなくして、説明の便宜上 Robert Jones and Sherman, *The League of Nations* に従つたに過ぎなす。

二 第一期（紀元前）

獨立せる國家と國家、或は都市と他の都市との間に於て、何等かの形式によつて相互の衝突、紛争を防ぐ方法を講じてゐたものに、西洋に於てはギリシヤ諸都市間の所謂隣邦會議(*amphictyonics*)及

び東洋に於ては佛教の影響を擧げねばならぬ。

(一) キリシヤの隣邦會議

古代ギリシヤは、近世の意味に於けるが如き完全なる統一的な國家を形成してゐたものでないことは謂ふまでもない。それは、異なる種族及び獨立せる都市が、人種、言語、慣習及び宗教等の絆によつて結ばれてゐたものであつて、就中宗教は彼等相互を結びつくるに最も強き力を有してゐたものであり、彼等は宗教的信念を基礎として幾つかの小聯盟を構成してゐたのである。この聯盟の目的は、相互に宗教的感情に訴へて戰爭を排斥し、平和を確保せんとするにある、そして同盟國は定期的に其當時の有名なる寺院に於て會議を開くことになつてゐる。それ故に、この隣邦同盟なるものはこれを一種の宗教的團體と觀ることを得るのである。例へば、デルフィ(Delphi)及びイオニア(Ionia)の聯盟に於てはデルフィに在る有名なる寺院アポロ(Apollo)に於て會議が開かるゝを常としてゐた。

又ピレー(Pyrae)を中心として集る隣邦會議の如きは、アテネ(Athene)、テロス(Delos)、テッサリア(Thessalia)等約十二國のギリシヤ人より成つてゐる。このリーグはテルモピエロー(Thermopylae)に於て總會を開き、フォキヤ人(Phocians)によつて汚られたるデルフィの聖地を救はんが爲

に聯盟軍を構成せんことを決議した（紀元前三五四年頃）るが如く、宗教的根據に立つものではあるが、リーグが一團となつて外敵に對抗するまでの可成り鞏固な團結であつたことが窺はれる。このリーグには二個の中心を有し、其一は、テルモビレーの近くのデメテル（Demeter）寺院の所在地であり、他はデルフィの聖地に在るアポロ寺院である。そして二年に一回づつ理事會を開く定めになつてゐる。このリーグの間には大體次の如き規約がある。

- 一、リーグは如何なる都市をも破壊せざること
- 二、平時たると戦時たるとを問はず、水の供給を断たざること。
- 三、デルフィ及びアンテラ（Anthela）の聖地を尊敬し、其處に存在せる寺院或は寺院内の財産に觸れざること。
- 四、これ等の規約に違反せるものを處罰すること。

この規約に現れてゐる如くに、これ等のリーグの基底を爲すものは徹頭徹尾宗教的信念であつて、神は戦を嫌ひ平和を愛すべきものである、即ち『神の休戦』なる思想によつて都市間の平和が維持せられたのである。

この他、この時代に於て、ギリシヤ都市間には旅券、條約、中立、戦時禁制品、軍使等に関する

成文及び不文の法を存し、ために國際法の起源をこの時代にありとなす學者も少くはないが、ウォーカー (Walker) の語の如く「かゝる人民間の國際法は、都市間の法 (inter-municipal law) に過ぎざることは明かである」と評するが適當であらう。何となれば、當時のギリシヤの都市は、近代の意味の國家をなすものでないことは明かなるが故である。然し、これが爲に、この時代の法律の吾々に教示するところのものを蔑視すべきではないことは謂ふまでもない。

以上述べたるところによつて知る如く、古代ギリシヤの隣邦會議は、國際平和思想の表現せられたるものと觀るのは不當かも知れないが、然し獨立せる別個な團體間に於て、個人宗教的信念に基くものにもせよ、争闘状態を以て終始せる當時に於て、相互の間に一のリーグを組織して争闘を避け、平和を維持せんとする思想は、これを大にしては、或は近世に持ち來らば、國際間の平和維持の思想と區別すべき必要はあるまいと思ふ。それが宗教的信念に基くものなりや、或は科學的なる觀念によるものなりやは問ふところではないのみならず、人智の進歩は何れの方面に於ても宗教的信念を濫觴とせざるものなきを思へば、國際平和思想の先驅をなすものなりと評するも不可なきものと信ずる。

(2) 佛教の影響

西洋に於てはギリシヤの隣邦同盟が盛に活躍しつゝあつた紀元前六〇〇—五〇〇年頃に於ては、東洋に於ても後に佛陀 (Buddah) と稱ばるゝ太子喬答摩 (Gautama) は、新しき信仰となるべき佛教 (Buddhism) を説きつゝあつた。其後二世紀間、この宗教は印度及びアジアに擴がり、紀元前三世紀の中葉に於て、印度及びアフガニスタン王アソカ (Asoka) は佛教を以て國教となすに至つた。アソカ王は種々の平和的事業を爲し、學校を建設し、人間及び動物の爲に病院を造り、清水の供給を爲し、又多くの布教師を派遣して普く人民に佛教の教義を鼓吹し、そして平和なる統治を爲し、平和を教へ、又平和は戦争に優るものなりとの信念を敷衍せしめた。

佛教のこの運動こそは、宗教史の記録中にて、世界平和に對する最も大なる運動であつた。キリスト教時代に先立つて世界平和に近づかんとするギリシヤ及び印度に於ける二個の運動は、共に宗教的根據に立つものがあるが、ギリシヤの運動は其規模に於てインドのそれよりも遙かに小さく、又其効果も永續的なるものではなかつた。これに反しインドの運動はより深刻なるものであり、其範圍も極めて大なるものであつて、遂にはセイロン及び日本に迄も波及するに至つたのである。

(3) アレクサンドル大王

世界平和の思想と世界統一の思想とは互に相關聯するものであつて、この二個の思想は或部分に

於ては共通な歴史を有するものである。それ故に、熱心なる平和論者中には、眞の世界の平和は、世界を統一して一大國家を形成するにあるとの思想を懐くものもある。アレクサンドル大王は、紀元前三世紀に於てこの世界大統一の運動を爲したのである。謂ふまでもなく、其時に於けるギリシヤの文明は凡ゆる方面に於て空前の最高潮に達し、大王が中部アジアを征服して大ギリシヤを建設したことは、ギリシヤ人が將來に於ては、世界を席卷すべきことを夢みたるが如き大きな運動であつた。ニール及びユーフラトスを合し、更にインドに進出し全世界をギリシヤのものたらしめん夢想したのである。然しこの夢想は餘りにも速かに、又餘りにも急激に破られた、それは僅か三十三歳にしてパピロン城内にて大王が長逝したることによつてであつた。これによつて、戦争に訴へて平和を求めんとする企ては失敗に歸したわけである。

三 第二期（紀元元年—一〇〇〇年）

（一） アウグスツス

世界統一の夢はギリシヤよりローマに繼承せられた、即ちアレクサンドルよりアウグスツスに繼承せられたのである。彼はローマの元首となるや、久しく打續いてゐたローマの内亂を鎮定して社會の安寧秩序を確立し、學問藝術を奨励した。その結果彼の時代に於ては多くの碩學鴻儒を輩出す

るに至り、中にもストハ派の哲學者セネカ (Seneca)、地理學の泰斗ストラボン (Strabon)、又歴史に於てはリヴィウス (Lives) 等は著名なるものである。又彼は文明の破壊者である蠻族を征服して、多くのローマの植民地を開き、それを中心として其地方の文化を進め、なほ、アルプス山中には多くの新道を開いて交通の便を圖り、邊境には城壁を築いて蠻族の侵入を防ぎ、世界統一の夢を實現し得ざるまでも、彼は内治に非常な力を注ぎ、其功績には極めて顯著なるものがあつた。さればこそ、フィロ (Philo) はアウグスツスを評して次の如く謂つてゐる、即ち、『彼は奪略者の公然たる或は祕密の戰爭を終止せしめ、又海上よりは海賊を一掃して商船を以てこれを滿し、都市には自由を與へ、不秩序に代ふるに秩序を以てし、社會生活を爲す能力無きものと見へたる野蠻人と馴らして文明人と調和せしめ、又彼は平和を獲た』と。かくて、アウグスツスは國際的な平和を實現したとは謂ひ得ないかも知れないが、少なくとも、當時の攻防を常とする状態を遺憾とし、ローマの領土の擴大につれて、彼の治下に在る廣汎なる地域の住民をして平和なる生活を遂げしめた點に於て、又世界平和の爲に貢獻した點あるを認めなければならぬ(註)。

(註) アウグスツスの治世は、紀元前三一年に始つて、紀元後一四年に終つたのであるが、便宜上、紀元後の第二期に入れて述ぶることにした。

(2) キリスト教の勃興

當時ローマ帝國內に行はれてゐた宗教中には極めて劣等なるもの、又甚だ幼稚なるものが多く、人智の進歩するに連れて人々はかゝる宗教にては満足せざるに至るは明かである。加ふるに、人民は打續く戦亂の慘禍によつて貧富の懸隔は甚しく、人々は何物かによつて精神的な慰安を示めんと切望してゐた。この當時の人心に迎合して發生したのが即ちキリスト教である。キリスト教も佛教と同様に人間の精神に對して働きかけ、其教義は耶蘇降誕節の言葉に簡明に表されてゐる、即ち『世界の平和を保ち、人々には親切なれ *peace on earth, good will to men*』と云ふことである。この言葉と當時の社會状態とを對比するならば、如何に當時の民衆に心に強き響きを與へたかは容易に察知し得るところである。この宗教は愛を武器として世界を征服せんとするものであつて、佛教と同様に説法の方法によつて諸國民に臨み、各地に徒弟を派遣して傳道に従事したのである。そして佛教が東方に擴がつたに反して、キリスト教は西方に傳播し、佛教よりは約五〇〇年以後に勃興したものである。ローマは佛教のインドに於ける如く、キリスト教を國教となすに至つた。

然し實際上に於ては、キリスト教の主張する世界の平和は實現せられざるのみならず、それと反對にキリスト教徒相互の間に於てすらも屢々戦争が行はれ、外部よりは蠻族の侵略を受け、内部に

於ては軍隊の跳梁跋扈があり、この一〇〇〇年間はヨーロッパの混亂時代、或は暗黒時代と評すべきものであつて、フレデリック三世の『戦争は新約全書の悪口なり』との言葉は依然として眞實を語るものであつた。かく結果より觀るときは、キリスト教は世界平和に何等の貢獻を爲し得なかつた如くであるが、然し、人々の心の根底に於ては平和的精神を植へ付け、やがて其効果を實現すべき潛勢力を養成したものと謂ふべきであつて、これを以て直ちに、キリスト教を無力なりと斷ずべきではなからう。

四 第三期（紀元一〇〇〇—一五〇〇年）

（一）宗教によるヨーロッパの開発

この五〇〇年間は、野蠻なヨーロッパの開発せられた時代である。そして、其開發の原動力として宗教は極めて大いなる働きを爲した。ヨーロッパ全土に亘つて『神の休戦 Truce of God』『神の平和 Pax Dei』なる言葉が強調せられ、イタリー、フランダー、ドイツ等に於てもこれを採用し、その結果、祭日(Holy day)には戦争を禁止するとの命令が發せらるゝに至つた。謂ふまでもなく、神は平和を愛し、戦争を嫌ふものなるが故に、神を祭るべき日には戦を開始し、或は戦を繼續するは、神意に反するとの思想より出でたものであつて、神を尊崇することは、同時に平和を愛するこ

ど、ならねばならぬ。

英國に於ても、ヘンリー四世は『神の休戦』なる觀念を自國內に採用した。そして、これによつて、英國の貴族間に常に行はるゝ私闘を抑制せんと企てたのであつた。

シャル・マーニ (Charlemagne) が紀元八〇〇年に西ローマ帝國の帝位に上つて以來、ヨーロッパに於ては、政治的、宗教的なる所謂キリスト教國なるものが構成せらるゝに至つたのである。恰もこの時に於ては、東洋にてはマホメット教が、西洋に於けるキリスト教と相對峙してゐた。この兩者が衝突したる結果、兩者の最も忌むべき劍に訴へ、爲めに聖地イェルサレム (Jerusalem) の街上に於てすら流血の慘を見る有様であつた。一〇九五年に始つて、一二七〇年に終りを告げ、前後一七五年間を費した。この十字軍の遠征は、當時の人々が如何に宗教に歸依する力の強かつたかを證するに餘りあるものである。かく一般に宗教心が旺盛であればある程、其最高位に在る法王の權力が益々擴大するのは謂ふまでもない。然し十字軍の失敗後は、人々の宗教心も漸く冷却し始め、これが爲に法王の威信にも悪影響を及ぼす結果となつたのである。

これより先、紀元三四三年に於て、西ヨーロッパの大僧正會議は、法王を以て國家的紛争の仲裁者として公式に承認した。このことは、總てのキリスト教國によつて認められたわけではないが、

後に至つて國王が法王より教旨を受ける前提となるに至つたのである。

法王が國家間の紛争の仲裁者となつて平和的に處理することは、國際間の平和維持の上に極めて有效なることと謂はねばならないが、法王を仲裁者と認めた國も少數のキリスト教國に限られ、又法王を仲裁者として、其仲裁裁定に従ふのも、法王の威信が維持せられてゐる間であつて、法王の威信失墜と共に其裁定は紛争國を服従せしむるに足らないことは明かである。従つて、法王を國際紛争の仲裁者となしたことは、一般的な平和に大した貢獻を爲したものと謂ひ得ないであらう。

(2) ビエール・デボアの平和論

この時代に於て、世界平和を夢見る論者が現れて來た。フランスの法律家비에ール・デュボア (Pierre Dubois) は其先驅を爲すものである。

彼は、一二五〇年頃フランスの北部ノルマンディ地方に生れ、シーゲル・ドゥ・ブラバン (Siger de Brabant) 及びトーマス・ドゥ・アキノ (Thomas de Aquino) の弟子であつて、スコラ哲學的な思想を有し、法律學を修めて、法律の實務家としては、帝室の法律顧問であり、且代議士であつた。時恰も、フィリップ四世と法王との間に争があり、フランスは對外的に勢力の擴張を圖り、又十字軍の遠征計畫があり、彼は當時の國情に鑑みて、ヨーロッパ改造の必要なることを痛感してゐたので

あるが、これ等の種々の出来事は、彼の改造計畫を發表するに絶好の機會を與へたものと謂はねばならぬ。

彼が最初の述作たる *Summaria brevis et compendiosa doctrina felicis expeditionis guerrarum ac iudium regni Francorum* を著したのは一三〇〇年であつた。彼は、これによつて、フランス帝國の對内及び對外政策の改造計畫を發表した。それは、其當時フィリップ四世は、全世界を支配せんとするの意見を有してゐたからである。

しかし、國際平和に重大なる關係を有するものは、彼の第二番目に發表したる主著『聖地奪還論 *De recuperatine terre sancte*』で、この書は一三〇六年(註)に出版されたらしい。本書は、其書名にて明かなるが如くに、十字軍の計畫につき述べたものであるが、この十字軍の計畫について前提條件とも謂ふべき他の多くの提案を主張してゐる。それによれば、十字軍を成功せしむべき第一の條件は先づ、キリスト教國間に於ける平和を必要とすることである。かくて、キリスト教信者が大同團結して外敵に當り、各自の間に争鬪を絶つて平和を維持するを以て最も重要な條件なりと考へた。かくの如き平和は最高の善であるとなした。しかし、彼は、如何なる場合に於ても戦争を絶對的に禁止したものではない。戦争の目的が平和達成にある場合に於てのみ戦争を爲すことを認める。し

からは、かゝる永久的な平和的な平和状態は如何にして招來せらるゝや？ 世界國が建設せらるべきであるか？ 彼は、第一の著述に於ては法王の世界支配に對して争つただけであるが、第二の著たる『聖地奪還論』に於ては世界國の建設を否定し聯邦を組織するにある旨を述べてゐる。そして、フランス皇帝の請求により、法王はトゥルーズ(Toulouse)の附近に、僧正及び領主達の宗務會議を招集し、この會議に於て議長たる法王には大改造計畫の動機を提出すべき權利を認め、この宗務會議が成立するや否や、争鬭を抛棄しなければならぬ。そして、若し平和を攪亂するものあるときは嚴刑を科しなければならぬ、と主張する。

又彼は、主權國間の紛争を回避する爲には國際仲裁々判所(International Schiedshofe)建設の必要あることを力説し、宗務會議によつては、精神的な幸福を、世俗的な幸福は裁判官によつて、夫々整序さるべきものであるとなした。そして、もし紛争事件勃發の場合には、兩當事者は裁判所構成の爲に靈界及び俗界より各々三名の裁判官を選任する。この選任さるべき人は不偏、不黨の主張を爲すが如き人たることを要する。これに次ぎ、彼は、會議の場所及び訴訟手續に關して述べてゐる。

もし、當事者の一方がかくして與へられたる判決に不満なる場合には、法王の裁定を受くべき也

のとす。即ち、其場合には、判事は繫争事件を法王廳に移送し、法王は原判決に修正を加へ得る。もし修正を加ふる必要無きまでに妥當なる判決なるときは、彼は其判決を將來熟考すべきことを認め、神聖ローマ帝國教會に登録せしむるのである。この點より觀るときは、彼は、靈界の優越性を承認したるが如くである。

彼が、世界國の建設による世界平和を棄て、キリスト教國間に聯邦を組織し、國際間の紛争は仲裁々判によつて平和的に解決せんと立案したことは注目すべき卓見であると謂はねばならぬ。たゞ彼の所說中にフランス本位の濃厚なることは、彼の地位及び周圍の事情より止むを得ないことであらうか。一點の曇を與ふるものである。

(註) オペンハイムの『國際法論』發表の年次は正確に無き。Oppenheim, *The League of Nations*, p. 8. 又は一三〇五年の年が Robert Johns and Sherman, *The League of Nations*, p. 43. 又は一三〇六年の年。又 Jacob Tel Meulen, *Der Gedanke der Internationalen Organisation in seiner Entwicklung*, 1917, S. 102. 又は一三〇六年としざる、しかし、このことは、本稿の論旨に重大なる關係なきは勿論である。以下年代は不一致ある場合には括弧内に記入することとした。

(3) ダンテの主張

これを殆んど時を同じふして、ダンテ (Dante) は、ラヴェンナ (Ravenna) に於ける彼の末年に

『君主國論 De Monarchia』を著した。この論説は、一三〇九—一三一〇年の間に書かれたものであるが、彼の他界した一三二一年より二世紀以上も後れて一五五九年にバッスル(Basle)に於て出版せられたものである。

この書によれば、彼は、當時盛に行はれてゐた教會對國家の争ひ、即ち、君主對法王の争ひに關しては、彼は君主は法王に優越すべきことを論じて、君主に味方してゐるが、彼が唱ふる君主國は專制君主國ではなくして、人々は思想の自由を有すべきものなることを強調して、君主の專制を戒め、もし君主が越權なる行動を爲す場合には、其君主に對しては、尊敬を拂ふことも無ければ、又服従すべき義務も有せず、自由は最大の賜物なりと主張して、自由を最高無上のものとし、極力これが確保を唱へてゐる。そして、人々をして自由を享有せしめ、君主をして專制を行ふこと無からしめ、人々の間に争鬪を防ぎ平和を維持するには、總ての國民を拘束し、總ての争鬪を防ぐべき優越なる法律あるのみである、となしてゐる。されば、ダンテの平和論は、要するに、有力なる法律によつて平和を維持せんとするものであると約言し得るであらう。

イタリーの偉人マツチニ(Machiavelli)は、ダンテを評して、『ダンテの教訓は、人類は一でなければならず、又統一しなければならぬ、そして、其統一の爲には、中央的組織及び法律が必要である

と云ふことである』と述べてゐる。

(4) アントアーム・マリニの平和論

第三期の末葉に於て、更に平和論者を輩出した。ポヘミヤ王ゲオルグ・フォン・ボーデブラット (Georg von Poděbrad) の宰相アントアーム・マリニ (Antoine Marini) がそれである。ポヘミヤ王ボーデブラットは一四五八年三月二日ポヘミヤの王位に即いたのであるが、其當時彼と法王バイウス二世 (Pius) との関係は、決して親密なるものではなかつた。彼は、このことについて一方ならず心痛したのであつた。又當時のキリスト教諸國はトルコの爲に常に脅威せられ、實現はせれなかつたが一四五九年のマントヴァ (Mantua) 會議に於て、キリスト教諸國はトルコに對して同盟を組織せんと決議した位である。マリニはフラン人であるが、ポヘミヤ王に仕へ、王はマリニをして總ての政治的及び經濟的問題の精通者なるを以て、この難局に處する方法を指示せしめんとしたのである。王は或夜マリニに對して、君主と法王との關係及びヨーロッパの平和を保障し且つトルコに對して共同行爲を執る爲には、如何にして總てのキリスト教國は團結すべきかを尋ねた。これに對してマリニは、全領主より成る議會を構成することが最もよき團結の方法なるが如くであると答へた。彼が一四六一年に發表したと謂はれる『トルコに對する全キリスト教國の同盟 De Unione Christo-

『*horum contra Turcas*』に於ては、彼は、ヨーロッパの諸國、殊にポーランド、ボヘミヤ、ハンガリー、ヴェニス、フランス及びブルグンド (Burgund) 等の諸國がトルコに對して團結すべきことを勸告した。

この計畫の出發點とも觀るべきは、一四六二年五月二七日にポーランドのカシミール (Casimir) との間に締結した防禦同盟である。其同盟によつて兩國君主は、トルコに對して互ひに援助し、且彼等の共同動作を保護すべきことを約した。そして、この兩國間の紛争は仲裁々判によつて解決しその爲に出來るだけ早く彼等の代表者より成る會議を召集せんとした。

マリニは自己の主張である全キリスト教國の合同を爲さんが爲に、他の國々に遊説したが、當時に於て彼の目的を實現することは極めて困難なることであつた。

更に彼の唱ふるところによれば、聯合に加入したる國家は、相互に友好を保持し、相互に援助し且保護すべき義務を負擔するのである。そして、聯合國家内に於て兵器を使用することは一切禁ずる。もし、聯合國家内の成員間に争ひを生じて聯合を亂すが如き行動を爲した場合には、聯合國家の共同裁判所にて裁判せられ、又當事國の一方のみが聯合國家に屬し、他方が屬しない場合には、聯合組成國は仲裁々判官或は裁判所により平和的な方法にて紛争を解決すべきことを求めねばなら

ない。もし其平和的な解決方法に服しない時は、全聯合國は、共同の負擔に於て、不服なる聯盟國を攻撃する。又もし、紛争國が何れも聯合に屬しない時には、聯合國家はこれに干渉し、平和的方法により或は實力に訴へて秩序を回復するのである。

聯合諸國家は、又聯合裁判所の構成を約する。この裁判所の適用すべき法律の立法權は、公然と聯合會議(Bundesversammlung)によつて行使せらるべきであつて、この法律は聯合國家の法律と稱ばれる。裁判官は領主間の紛争に對して有效にこの法律を適用し得るのである。

この聯合國家の最高の機關たる總會は最初の五ヶ年間はスキスのバツスルに置き、その次にはフランス、それからイタリイの都市といふ様に、全聯合國に順次に移轉する定めである。そして各國は一個の議決權を有し、會議に送る代表者の數の如何によらない。

この聯合國家に於ける法王の地位は如何といふに、彼の案に於ては法王に強大なる勢力を認めてゐるわけではない。イタリイ國民の代表者と認め得ないからして、法王は議決權を有しない。つまり法王は、この聯合國家には屬しないことになるのである。

以上が彼の平和論の骨子であるが、彼の平和論も理路整然たるものがあり、歐洲キリスト教國の全部を包含する聯合國家を建設してキリスト教國の大同團結を圖り、國家間の紛争解決を聯合國家

の裁判所にて爲さんとするは洵に卓見であると言はねばならないが、この時代の平和論者は何れもさうである様に、この平和計畫は、單にトルコの脅威を除かんが爲の案であつて、眞に平和の愛すべきを自覺して作成した計畫で無いことは謂ふまでもなく、又この計畫の及ぶ範圍も歐洲のキリスト教國に限られるわけである。

五 第四期（一五〇〇—一八一五年）

この期に於ては、平和を愛好する思想家及び空想家の聲が盛に起り、無数の平和論者を輩出するに至つた。その主なる者は次の如くである。

(1) エラスチムスの平和論

エラスチムス(Erasmus)の平和の爲の争闘は、彼の性格と合致し、且同時に彼の世界觀の全部を發表したものに外ならないのである。彼の時代に於て頻發する戦亂は、人民の眞の利益は考慮せられずして、單に領主の意思によつてのみ行はるものである。それ故に、總ての國の大多數の人々は、疑ひも無く、戰爭を非常に憎み、最も熱心に平和を欲するものなることを述べた。彼は思想と行動の自由を愛するが故に平和を愛するのである、又宗教的な確信からも、彼は平和を擁護した。何人にも意氣の投合する者ならば、其者の國籍如何の如きについては彼は全く無關心である。彼は終

生旅行を續け、同一の箇所に永住はしなかつた。或時はオランダに、又ベルギーに、イギリスに、フランスに……それ故に、彼はヨーロッパの到る處に友達をもつてゐる。彼は眞に世界人である。かく彼は世界を家とする思想を有してゐるにも拘らず、世界國の思想を否定するのである。『如何にして一領主が、かくの如き世界國を正當に支配し得ようや?』と述べて否定の意味を現してゐる。

彼が戦争は眞に國民に幸福を齎すものにあらず、又戦争によつて最後の權利を得んとするも不可能なることを君主、領主、僧侶、地方長官及び凡ゆる階級のキリスト教徒に訴へたのは、一五七一年の著『平和の訴 *Querela pacis*』である。彼は又、國際仲裁々判所の必要を論じ、これによつて歐洲の平和と、トルコに對する十字軍の商議をなすことを可能ならしむるが爲に、歐洲の領主はカムブライ(Cambrai)に會議を開くべきことを提唱したのである。

(2) フランシアードゥ・ラ・ヌーエの平和論

フランシアードゥ・ラ・ヌーエ(François de la Noue)はブレターニエ(Bretagne)出身の貴族であつて、熱心なる佛國新教(十六世紀)の擁護者である。彼の死したるときアンリイ四世は、『吾々は戦争に於ける且又平時に於ける更に大なる偉人を失つた *Nous perdons un grand homme de guerre et encore plus un grand homme de bien*』と述べたことにより、彼がフランスに盡した功績は窺ひ

知ることを得るであらう。

彼が最初に出版した書は『政治及び軍事論 Discours politiques et militaires』であつて、一五八七年にパッスルに於て出された。彼も亦、歐洲の平和を攪亂するはトルコなることを考へ、歐洲の平和を維持するはトルコに對して全キリスト教國の聯合を構成するにあると主張してゐる。歐洲領主間のかくの如き一般的聯合(Union générale)を構成する爲にはアウグスブルグ(Augsburg)に一般國際會議を開き、其會議に於てヨーロッパの大問題を討議し、かつ解決し得る様に爲すべしであると論じてゐる。

(3) エメリック・クルーゼーの世界聯盟論

エメリック・クルーゼー(Emeric Crucé)は一六二三年ブリに於て半匿名にて『一般的平和建設の場合及び方法並びに世界商業自由論 Le Nouveau Cynée ou Discours des Occasions et Moyens d'Établir une Paix Générale et la Liberté du Commerce par tout le Monde』(Cynée はチッサリア人にして、エピルス王(Epirus) Pyrrhus の公使である。紀元前二七七年没す。當時に於ける堪能なる外交官にして、且大雄辯家であつた。エラクレー(Heraclee)の戦ひ後ローマに派遣され、元老院に平和を提議した)。

この書名によつて知らるゝ如くに、彼は全世界の一般的平和及び商業自由の方法等について論じ、從來の平和論者が、歐洲殊にキリスト教國間のみの平和を論じたと趣を異にし、彼は全世界の平和を論じた點が、彼の平和論の長所であり、又世界平和の經濟商業等に及ぼす關係をも検討した點は、彼の所見が遙かに從來よりは一頭地を抜いた點であることを認めなければならぬ。

彼は戰爭の原因は全く領主の惡傾向にありと斷じて、領主が、若し、自己固有の利益の爲に行動せざる場合には、一般の輿論は戰爭を欲せざるを以て、戰爭は勃發せざるものとし、更に戰爭の動機を四個に分つてゐる。即ち、それは、名譽、勝利の慾求、争はれつゝある不當に對する報償及び實行(Uebung)であるが、これ等の總ては何れも戰爭の正當なる原因にあらずとして排斥してゐる。自國を掩護する爲の戰爭のみが、或正當性を有してゐるとして、所謂侵略戰爭は不當なるものとなしてゐる。なほ、彼の所説の一進歩と觀るべきは、一般的平和を確立せんとするには、トルコと平和條約を締結し、又ユダヤ人も一般の聯合中に採り入れらるべきことを論じた點にある。

彼は、國際紛争の解決に仲裁々判の必要を認めるが、其仲裁々判は、各當事國君主の自由意思に基いて仲裁に委ねらるべきものであつて、仲裁々判を強要することを得ない、何となれば、一國の君主の意思に反して他の君主が干渉することは、被干渉國君主の尊嚴を害するからである。然しな

がら、第三國が全然干與せずして、紛争國のみに委ねるときは、極めて輕微なる原因よりして、單に自國の面目上、開戦するが如きことは往々其例を見るところであるが故に、第三國の干與によつて紛争を平和的に解決するの望ましきことなるは、彼も亦、觀過してはゐない。

なほ、彼の所論の顯著なる特徴は、各國が其財貨を自由に交換することによつて大なる利益を享くるが故に、貿易の自由を主張し、諸國の商業的聯合を唱道したことである。彼の自由貿易論は、コブデン (Cobden) のそれよりは遙かに先立つものなることを刮目すべきである。

更に、彼は、當時一國が他國を蔑視して、優越國は稍もすれ劣等國に對して攻撃を加へんとする情勢の不可なることを論じ、何れの國の人間も、人間たることに變りは無く、總ての國民は自然的な絆によつて互に結びつけられ、不可分のものであるとして人道的に戦争の不可なること、又國籍の區別、宗教の相違等も戦争の原因と爲すに足らないと論斷してゐる。そして、世界平和を確保する爲には、一定の土地を定めて、其處に各國の代表者を以て構成せられる常設國際仲裁々判所を設け、若し紛争の發生したる場合には、紛争國の代表者が争ひとなれる問題を提出し、紛争國以外の國の代表者がこれに決定を與へる方法によるのである。この與へられたる裁定は強制的に執行さるべきや否やの問題が生ずるわけであるが、彼は、實力によつて裁決を執行するを欲しない。たゞ道

徳的強制を以て充分とする。かゝる仲裁々判所の働きを爲す總會は、彼によれば、ヴェニスに置くべきである。何となれば、ヴェニスは中立國であつて、歐洲の諸國、或は歐洲以外の諸國からも容易に到達し得るからである。

なほ、總會の決議に權威を有せしむる爲に、總會に於て多數決にて議決せられたる事柄は、侵害すべからざる權利なりと考へ、其議決に服せざる凡てのものに對しては實力に訴へて執行することにした。

以上の如き問題について論じた外、彼は更に課税の問題、奢侈品の問題及び植民問題等をも論じ、傾聴の價値ある幾多の抱負を披瀝してゐる。

(4) ヒューゴー・グロチウスの平和論

國際法上に於けるヒューグ・ヅ・ン・グロート (Hug van Groot) 即ち、ヒューゴー・グロチウス (Hugo Grotius) の名は、あまりにも有名である。彼は、國際法に關する最初の體系的な著述なりとせられる『戰爭及び平和法論 De Jure Belli ac Pacis』を一六二五年に著はし、これに於て、當時の諸國が、野蠻國すらも恥ずべき些細なる原因よりして戰爭を開始し、一度戰端を開くや、全く法律は存せざるが如き暴虐なる行爲を爲すことを慨し、この野蠻なる行爲に代ふるに文明を以てし、

戰爭に代ふるに法律を以てし、國際會議及び仲裁々判によつて、國際紛争を平和的に解決せんことを主張したのである。

彼は、戰爭は人類として可及的に避くべきことではあるが、國際間に超國家的な權力が存在し、國際間の紛争を合理的に解決せざる以上、戰爭は全然これを峻拒し得ないものであつて、戰爭は國際的判決の執行であり、正當なる原因よりして宣戰の布告を爲す領主は、國際司法機關なりとの見解を有するのである。然し、彼が戰爭の合法なるを承認するのは、正當なる原因を有する場合のみに限るのである。それ故に、當時の領主や國民の氣儘なる戰爭を制限せんとし、其手段を仲裁々判に示めんとした。

彼の言明するところによれば、キリスト教を奉ずる君主や國家に適用さるべき國際紛争解決の方は仲裁々判 (Schiedssprechung) である、この目的の爲に國際會議を開くべきであると謂ふ。

彼の名著『戰爭及び平和法論』は、三卷より成る大著であつて、戰時たると平時たるとを問はず、諸國は法律によつて合法なる行動を爲すべきであつて、當時の國際的に野蠻無法律の状態に在る國家の準據すべき法律を指示したものであつて、國際的行爲の指導原則を教へた統一せる勞作である。この意味に於て、彼の國際平和に寄與したる功績も少なからざるものと謂はねばならぬ。

(5) アンリイ四世のグラン・デッサン

アンリイ四世のグラン・デッサン (Grand Dessin) と稱ばるゝところの恆久平和論は、通常、一五九五年の日附とされてゐるが、この平和計畫はアンリイ四世とシュリイ (Sully) とが共に計畫したものとす説もあるが、一六一〇年アンリイ四世の死後、シュリイ單獨にて久しきに亙つて一六三五年 (一六三四年とする人もある) 頃までに書き上げられたものらしい。それがシュリイ備忘録中より発見せられたものである。それ故に、この大計畫は、むしろシュリイの名を冠せしむるが至當であるかも知れない。

この平和計畫は、主としてヨーロッパの勢力均衡を保つことによつて、互に相侵することを防がんとするものであつて、従來のヨーロッパの地圖を改め、新たにヨーロッパを十五國に分割せんとするのである。それによれば、英、佛、スペイン、スウェーデン、デンマーク及びロンバルディの六個の世襲君主國と、法王領、ヴェニス、ハンガリー、ポーランド、ポヘミア及び神聖ローマ帝國の六個の選帝君主國と、イタリー、ベルギー及びスキスの三個の共和國とに分れる。これ等の十五箇國より成る聯邦は、六個の地方會議と一般會議 (Conseil général) とによつて統制せられる。地方會議は、ダンチッピ、ニュールンベルヒ (Nürnberg)、ウィーム、ブーロニエ (Boulogne)、ロムス

タンツ (Konstanz)、及び佛、西、英等の爲に西部の都市に壹個所、總計六個所に置く。一般會議は、中央ヨーロッパの一都市にて開き、それは毎年十五ヶ國が十五個の都市より選擇する。これ等の會議は、ギリシヤのアンフィクチオンの如く、總ての紛争、例へば、主權者と其人民間に於けるもの、又は國家相互間に於けるもの等を整齊すべき力を附與せられてゐる。更に一般會議の任務とすべきものは、一般的な問題を解決するにあるので、地方會議より控訴せられたもの、又全聯邦に關する提案或は戰爭等を取扱ひ、又各國の有すべき陸海軍を割當ること等の働きを爲すのでて。勢力均衡の計畫は、常に優越國の脅威によつて生ずるものであるが、この場合に於ても其例に漏れずこの計畫の一の目的は、當時のオーストリアの勢力を抑制し、又共同の經費と國際的な兵力を以て、イスラム教との戦に臨み、トルコを歐洲より驅逐せんとするにあつたのである。

(6) ウィリアム・ペン

ウィリアム・ペン (William Penn) は英國人であるが、後米國に渡り、ペンシルヴェニア (Pennsylvania) の建設者として有名なる人である。彼は熱心なるクエーカー教徒である。一六九二年(一六九三年)に『ヨーロッパの現在及び將來の平和論 Essay towards the present and future Peace of Europe』なる論説をロンドンにて刊行し、先づ、戰爭の慘忍なること、平和の有利なることを吾々

に指摘した。そして戦争は恰も嚴寒の如きものであつて、總ての快樂をたちどころに奪ひ社會生活の總ての管を閉鎖すると論じてゐる。然らば、如何なる方法によつて平和を維持すべきであるか？ 彼によれば、平和は正義によつてのみ維持せられる。それ故に、ヨーロッパの獨立國を代表する主權者は、平和と秩序の爲に、一般議會 (General Diet) を開催することに同意し、主權者が各自遵守すべき正義の法則を確立するの必要がある。この議會は參加國に於て年々順次に開催するのが原則であるが、必要ある場合には、一年に數回開催することも可能である。この議會を構成する爲に送る各國の代表者の數は、其國の國民の所得に比例する。其當時の各國の國力に應じて彼の定めたるところによれば、ドイツ帝國二人、フランス及びスペイン各一〇人、イタリー八人、イギリス六人、スウェーデン、ポーランド各四人、デンマーク、ヴェニス各三人、ホルスタイン侯領及びクールランド各一人、又若しロシア、トルコ等がこれに参加するときは、これ等は各一〇名の代表者を出さしめ、合計九〇名の代表を以て構成する。

この一般議會は謂ふまでもなくこの聯合の最高機關であつて、國家間の紛争は當事國が任意にこれを解決する前に、先づこの會議に提出しなければならない。もし加入國にして、自己の主張するところをこの會議に委託せずして、實力によつて救済を爲し、或はこの會議の決議によつて豫定せ

られたる時日以上に彼等の服従を遅延するか如きことある場合には、他の諸國は合同團結して、事件の委託又は判決の執行を強要する。かくの如くして戦争の發生を防ぎ、その結果、多くの人類殊にキリスト教徒の血を流すこと無からしめ、金銭は貯蓄され、キリスト教の聲價は高まり戦争による破壊は防止され、旅行及び運送の安全は保障され、トルコに對しては安全であり、又君主と國民との間は親密の度を増加する等の平和の効果を擧げてゐる。

(7) ジョーン・ベラーズ

ジョーン・ベラーズ(John Bellers)はウインナム・ペンと同じくクエーカー教徒である。彼は經濟的見地よりして十八世紀の初頭(一七一〇年)に永久平和論を唱へたのである。彼の主張によれば、次に來るべき一般的平和は、敵國たる中立國たるを問はず、各自の有する總ての主張を拋棄し、現行の歐洲の法律に必要なが如き協定によりて一國に合一し、歐洲の總ての國家より成る國會及び一般的保障によつて確立せらるべきである。その當時存在せるドイツ聯邦の如きは、統一國組成者の平和的秩序と、主權と主權とを統一し得る證據であるとなしてゐる。そして、歐洲を一〇〇或はそれ以上の同様なる州或は地方に分ち、各國は、少なくとも、一名の代表者を國會に送ること、にする。かく一般的平和維持の爲に統一されたる國家は、自國の主權を喪失して一大國を形成する

意味ではなくして、各自其主權は留保する。各國が自己の國力に應じて送つたる代表者を以て構成せられたるこの國際會議は、國家間に起るべき總ての紛争を解決し、戰爭の結果として發生するが如き慘事を避けんとするものである。この會議の判定は、必要ある場合には、強制的に執行せらる。かくして一政府の下に在るが如き觀を呈するヨーロッパは、各國をして各々其隣國を侵略すること無からしむる爲に、彼等の有すべき軍隊及び艦船に制限を加へる。もしか爲さざるときは、たとへ、不和状態にありとするも、其平和は休戰状態にあると選ぶところなきに至るからである。これは、各都市や村落にも、彼等の住民間の紛争を平和的に解決することによつて、彼等の權利及び財産を保障せんが爲には政府を設立する必要あると全然同一な理由によるのであつて、この組織こそは、些細な紛争より屢々起つた尊きキリスト教徒の血潮の流出を將來に於ては完全に停止せしむるを得ると信じたのである。

彼は著書の終りに、彼の根本思想を要約して次の如く述べてゐる(一)總てのキリスト教國を一體となせる統一體は、これを『キリスト教聯邦 The Christian Commonwealth』と稱ぶ。(二)『キリスト教聯邦の元老院 the Senate of the Christian Commonwealth』を稱ぶ。(三)『一般會議(General Council)の同意によつて、一方に於ては、君主の専制と壓迫を防ぎ、他方に於ては、人民の暴動と叛亂を防

ぐ爲に、主權者と人民間に秩序と規律とを設定すべきである。以上述べたところによつて知る如く、ペラースの平和論は、グラン・デュサンとヘンの計畫とを混合したものに外ならないのである。

(8) サン・ピエールの『恒久平和案』

アベ・ドゥ・サン・ピエール (Abbé de Saint Pierre) は、貧しき貴族の出であつて、ノルマンディーのマーキス・サン・ピエール (Marquis Saint Pierre) の子として産れた。彼の平和計畫ほど人々の注意を惹いたものはない。それは、彼の平和計畫が他の者の計畫に比して優秀であつたといふよりも、彼が平和計畫を發表した頃は、打續く戦によつて甚だしく疲弊してゐた當時の人心を刺戟して、平和を熱望せる人々の心を迎へたに因るからである。彼は、アンリイ四世が一六八五年に發布したナントの勅令を、ルイ十四世が廢止して新教徒を迫害し、其結果、新教徒を奉ずる數萬の國民は、各々故國を去つて思ひ／＼に他國に移住し、しかも、これ等の人々は多く勤勉であつた爲に、フランスは財政的に非常な不利を蒙り、加ふるに、イスパニヤの王位繼承問題に端を發したフランス對同盟軍の戦は、一七一三年のユトレヒト (Utrecht) 條約によつて終熄したものと、この戦争による荒廢と困苦とを眺め、又其條約の内容の馬鹿／＼しさ絶望とが、彼の懐ける平和思想を愈々鞏固なものとなしたのである。

彼は一七〇六―七年度の冬、彼の郷里なる所謂バネ・ノルマンディ (Basse-Normandie) に旅行した。然るに道路が極めて不完全なるが爲に馬車が立往生をするの止むなきに至つた。そこで、彼は道路修理論 *Mémoire sur la réparation des chemins*』なる小冊子を一七〇八年一月一〇日に公にした。これが、彼が平和の提唱を爲した最初のものである。

其後、一七一二年に『歐洲恆久平和論 *Mémoires pour rendre la paix perpétuelle en Europe*』をケルンに於て、翌一三年には『歐洲恆久平和案 *Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe*』二巻をユトレヒトに於て、何れも匿名にて發表し、一七一六年には『キリスト教主権者間の恆久平和草案 *Projet de traité pour rendre la paix perpétuelle entre les souverains Chrétiens*』をバリーに於て發表し、この著書に於て始めて彼の名を公表してゐる。通常この書は、一七一三年のユトレヒト版の第三巻として知られてゐるものである。これ等の外、彼には多くの著書があつた、其對象とするところは異つてゐるが、社會の幸福を將來せんとする目的の爲に著されたものなる點に於ては變りはない。これ等多數の著書中に於て彼の主著と一般に認めらるゝところのものは、一七一三年の著『歐洲恆久平和案』である。以下に於て、彼の平和計畫の概要を紹介することにする。

彼は先づ、自説を主張するに先立つて、歐洲の平和を保障する從來の方法が極めて不完全なるこ

とを指摘してゐる。即ち、彼の見解によれば、和親條約は、主として、單に兵器を活用しない状態なのである、何となれば、被征服者は征服者に復讐する時の到ることのみを待つてゐるからである。又政略的な勢力均衡主義も全く頼むに足らざることが證明せられた。現在のヨーロッパの組織は、國民に、平和を破壊する繼續的な動機を與へるものである、何となれば、現在の組織は何等充分なる保障を與へないからである。

茲に於て、戰爭の恐怖より國民を解放し、忍び難き状態より脱せんが爲には、主權者達は、より善き方法を案出するの必要に迫られる。

彼は、個人が集合して一國家を組織すると類似な方法によつて、各國民間に於ても、この様な方法を發展せしめ得る可能性あることを信ずる。即ち、ドイツ帝國やネザラランド及びスキスが國家は結合し得るものなることを明かに證明してゐるのであつて、國家の大團體は決して一種のユートピアとして考ふべきものではない、とする。

國學が大同盟を造らんか爲には、現在諸國が有する領土を基礎としなければならぬ。これ等の同盟は條約の規定によつて生ずるのであつて、其條約は種々の條文より成るのであるが、先づ一二箇條の基本條項 (articles fondamentaux) を作成し、この基本條項は全同盟員の同意によつてのみ

改變し得る。この基本條項に次ぐに所謂八個の重要條項 (articles importants) がある。これは四分の三の多數決によつてのみ變更し得る。最後に、國際團體の機關に關する個々に獨立したる八個の便利條項 (articles utiles) がある。

この團體に包含さるべきものは、第一にキリスト教諸國であるが、一七一三年の案によれば、ヨーロッパは、國家の現状を保障する爲に非キリスト教國たるアジヤの諸國と保護的の團結を爲す必要あることを説いてゐる。この團體の目的は、異教を融合せしむる爲ではなくして、國民と國民とを和合せしめんが爲である。然し、それより三年後に出版せられた第三卷に於ては、トルコをヨーロッパの團體より除外してゐる。謂ふまでも無く、それは、アンリイ四世のグラン・デッサンの如く、トルコを歐洲より驅逐することが、ヨーロッパの領主達には重要であり、且彼等を安んぜしめる方法であると考へたからである。然し、其後に發表した平和案に於ては、彼はトルコのこと言及してゐない。

一七一三年の平和計畫に於ける條約草案につき、其詳細を述べることは冗長に失する故に、以下に於て大要を擧げることにする。

先づ、基本條項に於ては、其第一條に於て調印主權者間に永久的な同盟を組織して、歐洲の全キ

リスト教君主間の恆久の平和を可能ならしめ、もしマホメット教の主権者がこの同盟に加入するならば、相互の安全を保障し、平和を維持する爲に攻守同盟を締結すべき旨を述べてゐる。彼は、ウェストフ・リヤの講和及びユトレヒト會議以來定められたる國家の現状を保持することを以てこの同盟の基礎と爲してゐるのである。又其第四條に於ては、各領主をして同盡の許可なくして領土を交換することを禁じ、なほ、同盟は加入國の條約を相互に履行すべきことを保障してゐる。五、六條に於ては、如何なる領主も同時に二個の異りたる國家を支配し得ずと規定し、從來國際紛争の禍根を爲してゐたスペインの王位にはブルボン家 (House Bourbon) を以てこれに充てゐることに定めて、其禍根を根絶せしめんとした。

この基本條項中にて極めて重大なる意義を有するものは第七條の規定である。同條は、諸國民間に一般的な或は特殊的な條約を締結し、又交通の要路には商業會議所及び國際商事裁判所を設立せんことを提議してゐる。

戦争防止の手段としては、如何なる國家も同盟がヨーロッパ團體の敵に對して宣戰したる場合の外は、兵器を執ることを禁じ、もし同盟組成國間に意見の一致を缺ぐ場合には、當事國はヘーグに常設せられた同盟總會、即ち元老院 (Senate) に事件を送致し、茲に於て委員會は其紛争調停の任に

當る。もし調停不成立の場合には、元老院は仲裁々判所として多數決によつて處斷し、なほ其裁定に不服なる場合には、最終審として、四分の三の多數決によつて議決する。勿論、當事國は、仲裁々判の裁定に服従しなければならぬのであるが、もしそれに服従せざる場合に於ては、同盟は強制力を行使し、その爲に要したる費用は、反抗國をして支辨せしむる。

二十四ヶ國中の十四ヶ國が同意を表明した場合には、同盟自身が同意したものと看做れる。其場合に於ても、なほ同意を否定する國は、同盟の平和破壊者及び敵なりとして、實力を以て賛成を強要せられる。

ヨーロッパ同盟の組成國として、彼は二十四ヶ國あると考へてゐる（尤も、一七一二年の案では二十七ヶ國としてゐる。そして、百萬以上の國民を有する各主權者は議決權を有するのである。第九條に於ては、ヨーロッパの元老院を構成すべき二十四ヶ國の名前を列記してゐる。

元老院の決議は、一般の場合には四分の三の多數決にて決せられるが、緊急の場合には單に多數決で充分である（一一條）。最後に、全組織の基礎をなすものと觀らるゝこれ等の基本規定は、全員的一致を以てのみ變更し得る旨を規定してゐる。

なほ、元老院の所在地はユトレヒトである（尤も、一七一二年にはケルンとし、又第二卷に於ては

へ一瞥としてゐる)。

次に重要條項の概要を述べれば、元老院は、各同盟國と常に通信を爲し、又同盟國相互間に恐怖や疑心を懷く原因となるべきものを除去する爲に、各國に大使(Ambassadeur)を駐在せしむるのみならず、二百萬以上の人民を有する大地方には辨理公使(Resident)を置く(第二條)。同盟の有する所謂同盟軍は、各領主の軍隊より成立すべきものである。そして軍費は各國とも平等に負擔するのであるが、小國の自己の力に越えたる軍隊の給付は、大國が分擔し得ることになつてゐる(第三條)。

この外便利條項に於ては、元老院の所在地に與へらるゝ保障及び特權等を規定し、又各國より選出せられたる代表者の職能、審議の形式、アジア諸國の同盟等に關しても記述してあるが、これ等については別な機會に譲りたい(未完)。